

知っていますか？「産業連関表」って！

—その見方と使い方—

1. 産業連関表は経済取引の一覧表

産業連関表は、ある国(県、市等)における1年間の経済活動の流れを示すものであり、経済取引の客体である物やサービスが、産業相互間及び産業と最終需要(消費、投資及び輸移出)との取引の過程で、どのように産出され、消費、投資及び輸移出されていくかを、一覧表のかたちで表したものと いえます。

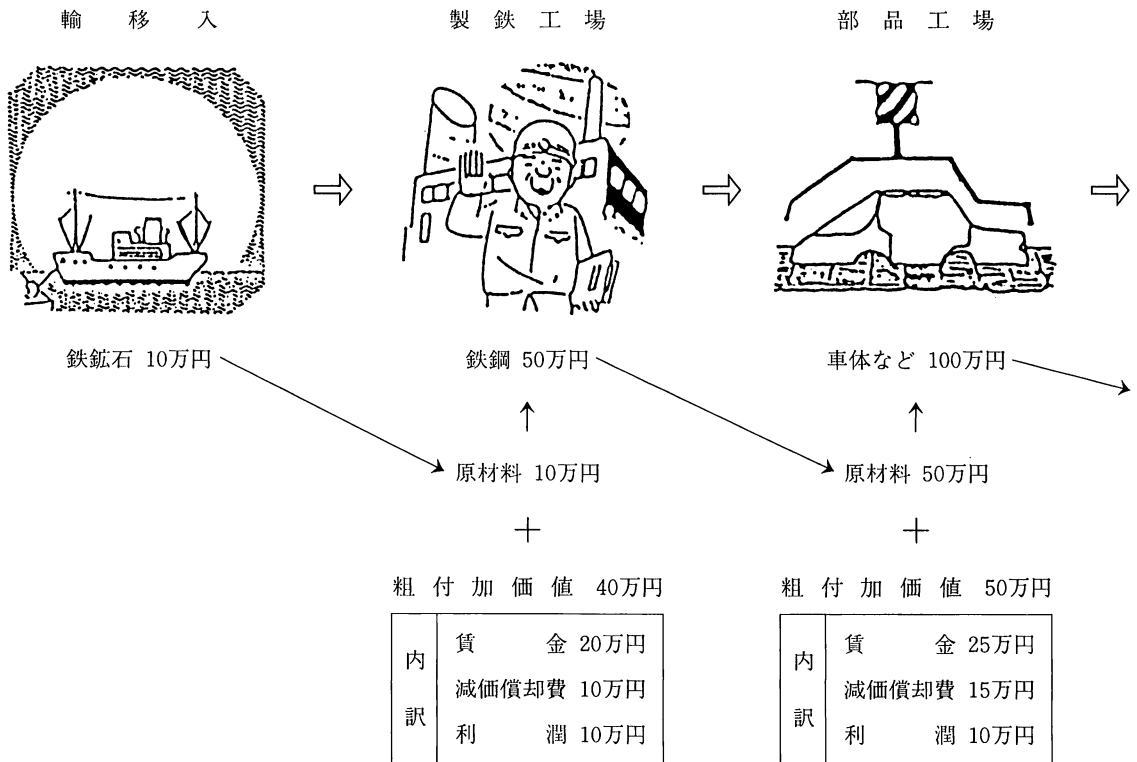
そこで、簡単な経済取引の例として、自動車が

製造され、消費者に販売されるまでの過程を、具体的な数値を使って説明してみましょう。

(1) まず、製鉄工場では鉄鉱石10万円を海(県)外から輸移入して精錬し、鋼板などの素原材料を製造します。その場合原材料費10万円の他に、人件費として20万円、機械設備の減価償却費として10万円かかり、工場の利潤として10万円が付加され、生産額は合計50万円となります。

製鉄工場は、鉄鋼製品50万円を自動車部品工

図—1 自動車生産の流れ



表一 1 産業連関表のモデル

(単位：万円)

供給部門 (売手)		需要部門 (買手)	中間需要					最終需要	需 要 合 計	控 除 輸 移 入	生 産 額	
			鉄	製	部	自	販	中				消
			石	場	場	場	店	間 需 要 計	費 者			
中 間 投 入	鉄 鋳 石		10					10			0	
	製 鉄 工 場			50				50			50	
	部 品 工 場				100			100			100	
	自 動 車 工 場							0	150		150	
	販 売 店							0	30		30	
中間投入計			0	10	50	100	0	160	180	340	△10	330
粗 付 加 価 値	賃 金		20	25	30	10		85				
	利 潤		10	15	10	10		45				
	減価償却費		10	10	10	10		40				
	小 計		0	40	50	50	30	170				
生 産 額			0	50	100	150	30	330				

産業連関表では、鉄鉱石、製鉄工場、部品工場、自動車工場、販売店を「売手」側と「買手」側との両方に、タテとヨコで示しています。

表を縦方向にみると、買い手としての表頭の各産業が、生産のために投入した費用の構成を表しています。つまり表頭の各産業に係る商品を作るために、「何を、どれだけ買ったか」を示すものです。

表側には、原材料等の商品を供給する産業と、生産活動に伴って支払われた賃金や企業の儲けなどが並び、生産のために何をどの位必要としたかが分かるようになっています。

このうち使用した原材料のことを中間投入といい、生産活動によって付け加えられた価値のことを粗付加価値といいます。

そして中間投入と粗付加価値を加えたものが生産額になります。

たとえば、製鉄工場をみると、鋼板50万円を生産するために、原材料として鉄鉱石を10万円投入し、労働者に賃金として20万円支払い、減価償却費が10万円かかり、10万円の利潤が付加されたこととなります。

次に、ヨコの方向をみると、売り手としての表側の各産業の商品の販路を表しています。つまり、商品を「どこへ、どれだけ売ったか」を示しています。

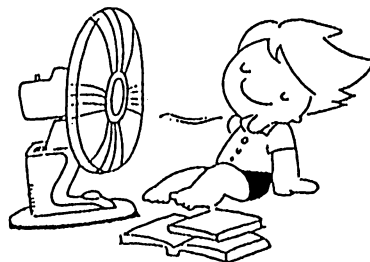
このうち、各産業へ原材料として販売される分

を中間需要とよび、家計などで消費されたりする分を最終需要といいます。

この中間需要と最終需要を加えたものを需要合計といい、国(県)内の生産だけでは、需要を満たしきれない場合は、不足分を海(県)外から購入し、これを輸移入という項目にマイナスで計上します。

そして、需要合計から輸移入を控除した額は、タテの生産額に一致します。

たとえば、鉄鉱石をみると、鉄鉱石は製鉄工場の原材料として10万円で販売されますが、県内では生産されていないので、10万円全額を県外から輸移入することになります。



3. 昭和60年茨城県産業連関表

ここで、実際の昭和60年茨城県産業連関表をみてみましょう。

(1) タテの「列」にそって読む

第1次産業を例にとると、6185億円の生産をするために、原材料として、同じ第1次産業から611億円、第2次産業から1538億円、第3次

◇統計の窓

産業から659億円、合計2809億円購入し、3377億円の新たな価値(賃金や利潤など)を生み出しています。

(2) ヨコの「行」にそって読む

同様に、第1次産業をみると、各産業や家庭の消費者などが、第1次産業の商品をどれだけ購入したかが分かります。

第1次産業の商品は、各産業の原材料となる中間需要として4920億円、消費、投資及び輸移出の最終需要として3667億円購入され、需要合計は8587億円です。

しかし、県内の第1次産業の生産額は6185億円しかないので、不足分2402億円は県外から購入しています。

表一2 昭和60年茨城県産業連関表(3部門)

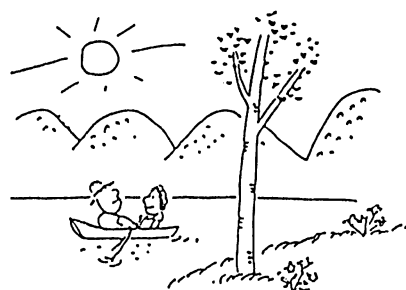
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	中間需要計	消費
第1次産業	611	4 137	173	4 920	834
第2次産業	1 538	57 100	10 189	68 827	11 546
第3次産業	659	17 651	11 105	29 415	35 767
中間投入計	2 809	78 887	21 466	103 162	48 167
粗付加価値	3 377	34 998	35 693	74 068	
生産額	6 185	113 885	57 160	177 230	

- (注) 1. 四捨五入の関係で内訳の計は必ずしも合計と一致しない。
2. 事務用品、分類不明は第2次産業に含めた。

4. 産業連関表の使い方

産業連関表は、それ自体経済取引の見取図としての意義をもっていますが、この産業連関表を加工して使うことにより、たとえば公共投資による波及効果や、企業誘致によって、各産業の生産や賃金にどの程度の影響が及ぼされるのか、といっ

た分析をすることが可能になります。



表一2 つづき

(単位：億円)

投 資	輸 移 出	最 終 需 要	需 要 合 計	輸 移 入	生 産 額
26	2 807	3 667	8 587	△ 2 402	6 185
18 658	71 077	101 281	170 108	△ 56 223	113 885
1 580	7 631	44 997	74 413	△ 17 253	57 160
20 264	81 514	149 945	253 107	△ 75 877	177 230

国勢調査のはなし

その4

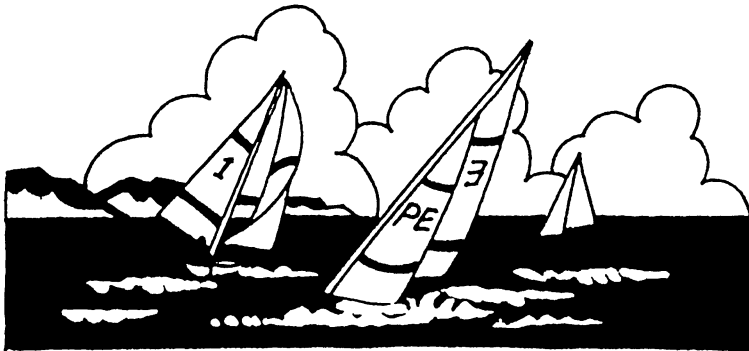
1. 調査期日はなぜ10月1日か

国勢調査の調査期日は、大正9年以来、一貫して10月1日となっている。この期日を選んだ事情は、報告書「大正9年国勢調査記述編」に掲載されており、その内容を要約すると、次のようである。

「まず、年末、年始は、従来常に本籍人口又は現住人口の調査時期であるから比較上便宜であり、また年齢計算も容易で好都合ではあるが、諸取引の決算、年賀の風習等があり、しかも一般に冬期は山陰、北陸、東山、東北、北海道にわたり、積雪が深く、実査の時期としては不適當である。次に夏期は炎熱が激しく、この時期もまた不適當である。したがって、春又は秋に調査期日を求めざ

るを得ない。しかしながら春は旅行、遊山するものが多く、人口分布の常態を失している。以上のことから、比較的人口の分布が常態であり、人々の職業的活動が盛んであり、全人口の大半を占める農業従事者にとっては、かならずしも農繁期ではなく、かつ1年の4分の3を経過した10月1日をもって、最も適當な調査の期日と決めたものである。」

南北に細長い日本列島の気候風土、風俗習慣、人々の経済活動などからみて、上記の説明は納得できるが、他説によれば、10月1日は、4月から始まる会計年度の中央日であるから、その調査結果は年度平均値として、行政上の利用に便利であるからだということもあるようだ。



2. 調査員活動

平成2年国勢調査は、大正9年の第1回調査から数えて15回目の国勢調査であり、その実施に際して動員される調査員・指導員は、80万人を超え、調査の対象は約1億2,400万人(約4,000万世帯)に及ぶと見込まれる。

調査員は、市町村長の推薦に基づき総務庁長官

が任命することになっている。大正9年の第1回国勢調査以来、昭和55年国勢調査まで内閣総理大臣が任命していたが、59年7月1日の総務庁統計局の発足に伴い60年の調査から総務庁長官が任命することになった。

大正9年国勢調査の調査員は名誉職であるが、その選任条件は、①文字を解し、②事理に通じ、③名望ある者となっており、小学校教員、青年会幹

部，町内会役員などの人達が主だったようである。

今回の条件は，①調査事務の行える人，②個人の秘密の保護に関し信頼のおける人，③税務・警察に直接関係のない人，④選挙に直接関係のない人，⑤原則として20歳以上65歳未満の人であるが，大正9年の調査における小学校教諭，青年会幹部に代わって，自営業主，勤め人，主婦が現在の国勢調査員の主流となっている。

昭和60年国勢調査後に，調査員を抽出して行ったアンケートの結果をもとに国勢調査員の特徴を拾ってみた。

(1) 国勢調査員は男が多い

調査員の男女比をみると男が63%，女が37%で，他の調査の調査員と比べると男女比が逆転し，しかも男の割合がかなり高い。

(2) 国勢調査員の平均年齢は46歳

年齢別では30歳未満が6%，30歳代が21%，40歳代が25%，50歳代が25%，60歳代が18%，70歳以上が5%で，平均年齢は46歳である。他の調査の調査員もほぼ同じ傾向である。

近年，社会の多様化，複雑化の進展に伴って，不在世帯が多くなってきている。このため，今回の調査では，世帯との接触の機会を増やすため，9月23日(秋分の日)から調査票を配布できるとするとともに，国勢調査の実施を前もって世帯に知ってもらうため，新たに「国勢調査についてのお願い」を作成し配布する。

また，調査が夜間に及ぶことが予想されるため，一般の地域に，新たに夜間調査のための指導員を配置する。

国勢調査年のビッグニュース

十年一昔という言葉があるが，変化の早い現代において5年というのは，変化の節々をとらえるのに丁度適当な期間のようだ。そこで昭和45年以来各回の国勢調査実施年のビッグニュースをとりあげ，時代の流れを振り返ってみよう。

昭和45年

- 万国博大阪で開催
- よど号ハイジャック事件
- 三島由紀夫割腹
- (世相)公害問題深刻化
(流行歌)港町ブルース，走れコートロー
(流行語)ヘドロ，ハイジャック

昭和50年

- 沖縄海洋博覧会開幕
- 完全失業者数100万人突破
- 山陽新幹線博多まで開通
(世相)不況，学習塾過熱，暴走族
(流行歌)シクラメンのかほり，港の
一コ・ヨコハマ・ヨコスカ
(流行語)あんた，あの子の何なのさ，
赤ヘル軍団，オヨヨ

昭和55年

- 1億円拾得事件
- 百恵・友和結婚
- 長島監督辞任
(世相)竹の子族，五無主義

(流行歌) ダンシング : オールナイト,
ランナウェイ, 贈る言葉,
別れても好きな人

(流行語) クレーマー家庭(父子家庭),
それなりに, カラスの勝手,
クリスタル族

昭和60年

- 科学万博一つくば'85開催
- 男女雇用機会均等法成立
- 青函トンネル貫通
- 聖・輝の結婚
- 豊田商事事件
- 日航ジャンボ機群馬県御巢鷹山山中に墜落
(世相) 花金(週休2日制広がる),
阪神フィーバー
- (流行歌) ミ・アモーレ, 俺ら東京さ行
くだ, 悲しみにさよなら,
ジュリアに傷心
- (流行語) 実年, パフォーマンス, ダッ
チロール, 投げたらアカン

統計は未来をひらく道しるべ

— 国勢調査の標語の変遷 —

大正9年の第1回国勢調査から各回調査の標語の変遷を追ってみよう。ちなみに昭和30年調査からは、募集した標語の入選作である。

大正9年国勢調査

- 一人の嘘は 万人の実を殺す
- 一家の偽は 一国の偽となる
- 国勢調査は文明国の鏡
- 個人の秘密は国に用なし

昭和10年国勢調査

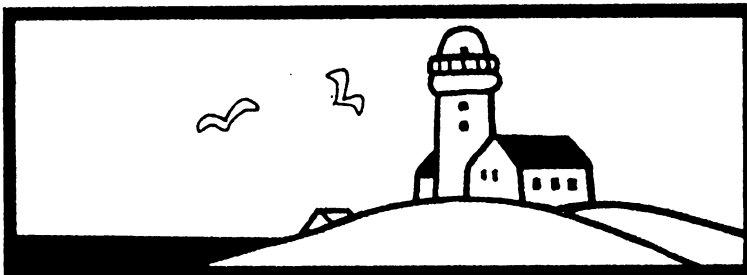
- 有の儘残らず告げよ国の為
- 百政の基も正しき申告から
- 真の申告国の基

昭和15年国勢調査

- 正しい申告興亜の礎

昭和22年国勢調査

- 再建へもれなく正しくありのまま
- 世に示せ自由の国の人の数
- 揃って協力国勢調査
- 国調は国の現勢一覧表



昭和25年国勢調査

- 一人残らず正しい答申

昭和30年国勢調査

- よい調査 よい申告で よい政治
- 国勢調査は伸びる日本の道しるべ
- 国勢が一目でわかるこの調査
- 国勢調査は国の姿を見る鏡

昭和35年国勢調査

- 今日を知り明日につながる国勢調査
- きみの街 ぼくの村 みんなの家に国勢調査
- 国伸ばす基礎だ力だ国勢調査
- 国勢調査みんなが答えてよい政治
- 親も子も孫も調査の仲間入り

昭和40年国勢調査

- 日本中戸ごと人ごと国勢調査
- 産ぶ声も入れて正しい国勢調査
- ありのまま正しく書こう国勢調査

昭和45年国勢調査

- 一億の明日につながる国勢調査

- 国勢調査一人一人がみな主役
- 国勢調査 パパ ママ ボクの名がならぶ

昭和50年国勢調査

- 5年ごと国と郷土をみなおす日
- ぼくも わたしも 日本の一人
- ありのまま今日を伝える国勢調査

昭和55年国勢調査

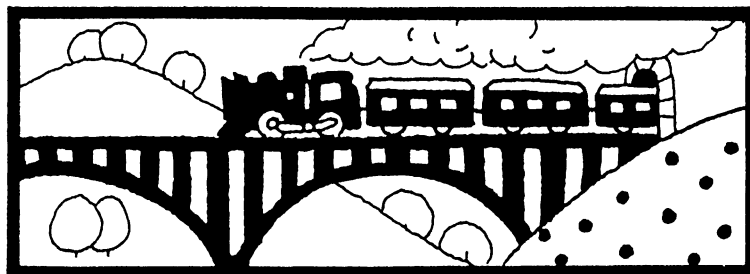
- 人ひとり世帯一つが国の基礎
- 明日のため今日の日本を知る調査
- パパにママ ボクも書いたね国勢調査

昭和60年国勢調査

- おさなごの未来をたくす国勢調査
- 気持よく答えてさわやか国勢調査
- 5年ごと数字で見直す国やまち

平成2年国勢調査

- 合言葉“しっかり書こうね”国勢調査
- 生きている 日本をキャッチ 国勢調査
- 数字から 描く日本の ゆめ・みらい



3. 結果の利用

国勢調査の結果は、広く行政、財政などの各方面で利用されるのはいうまでもないが、大別する

と法令上の利用と一般行政上の諸施策等への利用、人口分析への利用となる。

(1) 各種法令に基づく利用

国勢調査の集計結果は広く行・財政の基礎資

料として利用されているが、国勢調査の使用を義務づけている規定を有する法令も少なくない。これらの法令の主なものには、地方自治法、地方税法、地方交付税法等があり、地方公共団体に関するものが多い。以下に、これらの法令のうち主要なもの具体的な規定内容について、簡単に紹介することとする。

ア. 地方自治法(昭和22年法律第67号)の例

地方自治法では、市となるための要件、都道府県議会議員の定数、議会の常任委員会の数、都道府県の局部の設置基準並びに指定都市となるための要件などに人口をメルクマー(指標)として用いている。この「人口」は、同法第254条で「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」と定義されている。

(ア) 都道府県議会の議員定数の決定

都道府県議員の定数は、同法第90条により、「人口70万未満の都道府県にあっては40人とし、人口70万以上100万未満の都道府県にあっては人口5万、人口100万以上の都道府県にあっては人口7万を加えるごとに各々議員1人を増し、120人を以て定限とする。」と規定されている。なお、この規定には東京都に関する特例があって、同条第2項で、「都にあっては、特別区の存する区域の人口を100万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができる。ただし、130人をもって定限とする。」とされている。

(イ) 市町村議会の議員定数の決定

市町村議会の議員の定数は、同法第91条により次のように規定されている。

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 人口2千未満の町村 | 12人 |
| 2. 人口2千以上5千未満の町村 | 16人 |
| 3. 人口5千以上1万未満の町村 | 22人 |
| 4. 人口1万以上2万未満の町村 | 26人 |
| 5. 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 30人 |
| 6. 人口5万以上15万未満の市 | 36人 |
| 7. 人口15万以上20万未満の市 | 40人 |
| 8. 人口20万以上30万未満の市 | 44人 |
| 9. 人口30万以上の市 | 48人 |
- 人口30万以上50万未満の市にあっては人口10万、人口50万以上の市にあっては人口20万を加えるごとに各々議員4人を増し、100人を以て定限とする。」

(ウ) 市の設置条件

市となるべき普通地方公共団体の要件の



一つとして、同法第8条第1号で「人口5万以上を有すること」と規定している。なお、このほかの要件として同条第2号以下で、中心市街地内にある戸数が全戸数の6割以上であること、都市的業態の従事者及びその世帯員が全人口の6割以上であること、都市的施設などの都市要件を備えていることを挙げている。

(ニ) 指定都市の要件

指定都市(いわゆる大都市)の要件として、同法第252条の19で「政令で指定する人口50万以上の市(以下「指定都市」という)…」後略…」と規定している。

(オ) 都道府県議会・市町村議会の常任委員会の数の決定

都道府県や市町村の議会の常任委員会の数については、同法109条で、次の基準条例で定めることとされている。

都	12以内
道及び人口250万以上の府県	8以内
人口100万以上250万未満の府県	6以内
人口100万未満の府県	4以内
人口100万以上の市	8以内
人口30万以上100万未満の市	6以内
人口30万未満の市並びに町村	4以内

(カ) 都道府県の部の数の決定

都道府県庁の行政組織における総務部、経済部などの「局部」の数について、同法158条で次のとおり規定している。

「都道府県知事の権限に属する事務を分掌

させるため、条例で、都に10局、道に9部、人口250万以上の府県に8部、人口100万以上250万未満の府県に6部、人口100万未満の府県に4部を置くものとし…後略…」

イ. 地方税法(昭和25年法律第226号)の例

地方税法では、第310条で個人の均等割りの税率を定めているが、これによると標準税率を、

人口50万以上の市	年額2,500円
人口5万以上50万未満の市	年額2,000円
その他の市町村	年額1,500円

と定め、これを超えて課する場合においても、各段階ごとにそれぞれ3,200円、2,600円、2,000円を超えて課することができない旨を定めている。このように人口規模に応じた規定となっているが、この法律における「人口」の定義は、地方自治体法の例によっている。このほか、同法第349条の4でも国勢調査人口を用いた規定がある。

ウ. 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)の例

過疎地域活性化特別措置法は、過疎地域振興特別措置法が失効したことに伴い制定された法律であるが、この法律では、過疎地域に指定する場合の人口の要件として、①国勢調査の結果による市町村人口が5回前(25年前)の国勢調査人口より25%以上減少した場合、②人口減少率が20%以上であって、国勢調査の結果による人口のうち65歳以上の人口が16%以上の場合、③人口減少率が20%以上であ

って、国勢調査の人口のうち15歳以上30歳未満の人口が16%以下の場合、のいずれかに該当することを挙げている(同法第2条及び29条)。このほかに定められている条件をも満たし過疎地域に指定されると、教育施設、児童福祉施設、消防施設などにおける国の補助金が大幅に増加されるほか、道路、医療、交通の確保対策などの面で多くの便益がもたらされる。

エ. 地方交付税法(昭和25年法律第211号)の例

地方交付税の総額は、国税3税(所得税、法人税、酒税)の32%並びに消費税の24%と定められている。

地方公共団体における財政の均衡化、自主的計画的な行政運営に地方交付税による交付金の果たす役割りは大きく、現在、大多数の地方公共団体が交付を受けているが、地方財政計画によれば、平成元年度では、地方交付税交付額は地方財政の歳入総額の16.1%に当たる12兆4,690億円が見込まれた。一人当たり約10万円となっている。

この交付額の算定に当たって、地方公共団体の行政に要する標準的な経費の測定単位として、国勢調査による人口(人口、市部人口、

町村部人口、都市計画区域における人口、人口集中地区人口、林業・水産業及び鉱業の従業者数)及び世帯数を用いることが、同法第12条で規定されている。また、同法第13条では、寒暖の地域差、人口規模などにより単位当たりの費用に差があるものについては、測定単位の数値を補正することができるように規定されているが、この補正にも国勢調査の結果が用いられている。

オ. 都市計画法(昭和43年法律第100号)の例

都市計画法では、都市計画の策定に当たっては、人口規模、産業別人口を始めいろいろな事項についての現況と推移を勘案して策定するよう、同法第5条、第6条、第13条で規定し、同法施行令で、この法律及び政令における人口として国勢調査の結果を用いるよう定めている。

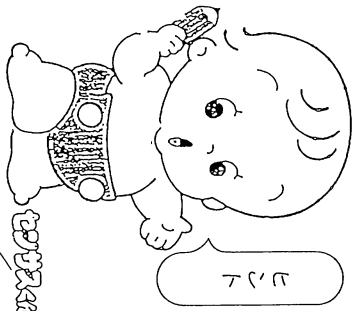
カ. その他の法令

以上の法律のほかにも、公職選挙法における衆議院議員の選挙区及びその議員定数に係る規定や、災害対策基本法施行令等多くの法令で国勢調査の結果を用いる規定を設けている。

(平成2年国勢調査茨城県実施本部広報班)



10月1日 国勢調査ご協力ください!



(茨城県人口の推移)

年	人	口
昭和三十五年	2,559,007	人
60年	2,726,005	
61年	2,746,310	
62年	2,769,973	
63年	2,797,696	
平成元年	2,826,024	
2年	?	

注) 昭和10月1日国勢調査の国勢調査60年以降は国勢調査による。

おぼほ? 国勢調査理想国茨城県の人口は?

おぼほ? 国勢調査理想国茨城県の人口は?

応募資格

茨城県内に居住又は在学、勤務する方などなたでも

- 部門①(児童・生徒の部) 小学校、中学校、盲・聾・養護学校の小学部及び中学部に在学している方
- 部門②(一般の部) 部門①(児童・生徒) 以外の方

募集期間

平成2年9月1日(土)～平成2年10月7日(日)まで [当日消印] 有効です

応募方法

官製はがきに予想人口を書き、部門、郵便番号、住所、氏名、年齢、職業及び勤務先(学校名及び学年)、電話番号を明記してください。

宛て先

〒310 水戸中央郵便局留
平成2年国勢調査茨城県実施本部人口予想懸賞係

賞品

部門①(児童・生徒の部)	部門②(一般の部)
1 位 (1名) 図書券 5,000円	1 位 (1名) CD付ラジオカセット
2 位 (10名) 図書券 3,000円	2 位 (3名) 全自動カメラ
3 位 (20名) 図書券 1,000円	3 位 (5名) AMラジオ付強化ライト
特別賞 (100名) ペンセット	特別賞 (100名) 茨城県県民手帳(大型版)

※同位多数の場合は抽選によりります。

発表

今年12月中旬に、茨城県発表の人口概数により入賞者を決定し、「統計いばらき」、「いばらき統計だより」新聞等で発表します。なお、1～3位入賞者には別途通知します。(特別賞の発表は賞品の発送をもって替えさせていただきます。)

問い合わせ先

応募についてのお問い合わせは、茨城県企画部統計課
(TEL 0292-21-8111 ㊟2652) までお願いします。



茨城県・茨城県統計協会

記入例

(表 面)	記入例	(裏 面)
<input type="checkbox"/> 〇〇回〇〇〇〇 水戸中央郵便局局留 平成2年 国勢調査 茨城県実施本部 人口予想懸賞係	(予想人口)人 部門 ㊟または㊢ 郵便番号・住所 氏 名 年 齢 職業及び勤務先 (学校名及び学年) 電話番号	